

令和6年8月吉日

各都道府県・大気汚染防止法政令市
大気汚染防止法関係部局 御中

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
【事業受託】株式会社労働調査会

平素より大変お世話になっております。

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき、建築物の解体等の作業を行うときの事前調査について、令和5年10月1日以降に着工する工事から要件を満たす者に行わせることが義務付けられました。また、工作物についても、令和8年1月1日に施行されます。

厚生労働省委託事業「令和6年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」（受託者：株式会社労働調査会）において、昨年度に続いて今年度も、建設事業者を始めとした関係者に広く周知を行うため、ポスター及びリーフレットを作成しましたので、下記のとおり送付します。

石綿障害予防規則は大気汚染防止法の措置と整合性をもって関係しておりますので、ご多忙の折、大変恐縮でございますが、周知のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、一般家屋のリフォーム工事など小規模工事も対象になりますので、大変お手数ですが、貴県・貴市建築関係部局にも提供いただき、周知に御協力を賜りたく、併せてお願い申し上げます。

記

1 同封内容

- (1) 周知用ポスター
- (2) 周知用リーフレット

(配送元)

厚生労働省「令和6年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」受託先事務局

株式会社労働調査会 田中、大石
電話 03-3915-7221

以上